

松戸葬祭業協同組合

監査を実施した 監査委員名	高橋 正剛 三好 徹 高橋 伸之 大塚 健児
監査の種類	指定管理者監査
監査の期間	令和4年4月22日～令和4年5月25日
監査の対象団体	松戸葬祭業協同組合
監査の方法	<p>監査対象とした団体の指定管理に係る事務及び経理並びに関係部局の事務が、法令等に準拠し適正に行われているか、また、施設が適切に管理され、協定等の義務は履行されているか等を主眼において監査を行った。</p> <p>監査にあたっては、関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに、関係者に説明を求める質問調査のほか必要に応じて実査を行った。</p>
監査の対象事項	<p>○指定管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。 ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 <p>○所管部局(健康福祉部 地域福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をもいているか。 ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 ・管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。 ・協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。 ・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手續等は適正になされているか。

1 監査の対象

松戸市北山会館の管理に係る出納その他の事務の執行状況
(松戸市串崎新田63番地の1)

管理代行料 67,980,000円(令和3年度予算)

年度協定締結日 令和3年4月1日

2 監査実施日

令和4年5月25日

3 指定管理者

松戸葬祭業協同組合

代表理事 伊原 丈

4 指定管理内容等

(1) 指定期間

平成31年4月1日～令和5年3月31日

(2) 指定方法

公募

(3) 業務内容

ア 施設の使用許可(火葬場の使用許可を除く。)及び使用料の徴収に関する業務

イ 施設及び設備(火葬業務の用に供するものを除く。)の維持管理(市長が定めるものを除く。)に関する業務

ウ その他市長が必要と認める業務

5 監査の結果

指定管理者

会計経理に係る事務処理及び帳簿並びに証拠書類等は適正であり、適切に運営されているものと認められた。

所管部局

会計経理に係る事務処理及び帳簿並びに証拠書類等は適正であり、適切に運営されているものと認められた。

定期・財政援助団体等監査報告書（令和3年度分）
発行月 令和4年8月
編 集 松戸市根本387番地の5
松戸市監査委員事務局